

青森県県土整備部建設関連業務条件付き一般競争入札における
管理技術者及び照査技術者の資格等を定める要領

制定 令和元年9月4日 青整企第137号
最終改正 令和3年2月17日 青整企第231号

(目的)

第1条 青森県県土整備部建設関連業務条件付き一般競争入札事務取扱要領（令和元年5月31日青監第233号）第4条第7号で規定する、条件付き一般競争入札の方法により実施する際に配置する管理技術者及び照査技術者に必要な資格等については、この要領によるものとし、表-1のとおりとする。

(管理技術者)

第2条 管理技術者とは、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する技術者であり、委託業務の履行に関し業務の管理及び統轄等を行うために必要とされる資格を有する者とする。管理技術者は、他の業務と兼任することができるものとする。

2 入札公告の管理技術者の資格は、資格免状等の写しにより確認するものとする。

(照査技術者)

第3条 照査技術者とは、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する技術者であり、成果物の内容の技術上の照査を行うために必要とされる資格を有する者とする。照査技術者は、当該業務の管理技術者を兼ねることができないが、他の業務と兼任することができるものとする。

2 照査技術者の配置については、委託業務の内容に応じて発注者が定め、設計図書（特記仕様書等）に明記することで義務付けるものとする。

3 入札公告の照査技術者の資格は、資格免状等の写しにより確認するものとする。

表-1

業務	区分	技術条件（いずれかの条件）	備考
測量業務		測量士	
建築関係建設 コンサルタント業務	業務の難易度に応じて設定する。	一級建築士・構造設計一級建築士 ※かつ①の要件	
		設備設計一級建築士・建築設備士 ※かつ②の要件	
		①一級建築士・構造設計一級建築士 ・建築に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること ・建築に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること ・建築に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること ②設備設計一級建築士・建築設備士 ・建築設備に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること ・建築設備に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること ・建築設備に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること	

土木関係建設 コンサルタント業務		技術士・総合技術監理部門（当該業務※）	※ 別表の とおり	照査技術者を 兼ねることが できない。
		技術士（当該業務※）		
		RCCM（当該業務※）		
	点検・調査・計画 業務に限り設定す ることができる。	業務に該当する部門（当該業務※）と異なる技術部門及び選択 科目とする技術士で、業務に該当する部門に関し5年以上の実 務経験者		
		国土交通省登録技術者資格（当該施設分野—当該業務）		
		大学卒業後、業務に該当する部門に関し13年以上の実務経験者		
		短期大学又は高等専門学校卒業後、業務に該当する部門に関し15年以 上の実務経験者		
		高等学校卒業後、業務に該当する部門に関し17年以上の実務経験者		
		中学校卒業後、業務に該当する部門に関し20年以上の実務経験者		
		業務に該当する部門に関し25年以上の実務経験者		
橋梁定期点検業務 に限り設定するこ とができる。	国土交通省登録技術者資格（橋梁AM点検士（道路部門））			
地質調査業務	コンサルタント的 業務を伴う地質調 査業務	技術士・総合技術監理部門（建設一般並びに土質及び基礎）		
		技術士・総合技術監理部門（応用理学一般及び地質）		
		技術士・建設部門（土質及び基礎）		
		技術士・応用理学部門（地質）		
		RCCM（地質）		
		RCCM（土質及び基礎）		
	現場での調査・計 測のみ（総合解析 とりまとめを除く 解析等調査業務を 含む。）	地質調査技士		
補償関係 コンサルタント業務		補償業務管理士（当該業務）		
		当該補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者		

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- この要領は、令和3年3月1日から施行する。
- 改正後の青森県県土整備部建設関連業務条件付き一般競争入札における管理技術者及び照査技術者の資格等を定める要領の規定は、令和3年3月1日以後に入札公告を行う一般競争入札について適用する。

(別表)

業 務 (部門)	技 術 士 の 技 術 部 門 及 び 選 択 科 目		R C C M の 専 門 技 術 部 門
	技 術 部 門	選 択 科 目	
河川、砂防及び 海岸・海洋	建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋	河川、砂防及び海岸・ 海洋
	総合技術監理部門	建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋	
港湾及び空港	建設部門	港湾及び空港	港湾及び空港
	総合技術監理部門	建設一般並びに港湾及び空港	
電力土木	建設部門	電力土木	電力土木
	総合技術監理部門	建設一般及び電力土木	
道 路	建設部門	道路	道路
	総合技術監理部門	建設一般及び道路	
鉄 道	建設部門	鉄道	鉄道
	総合技術監理部門	建設一般及び鉄道	
上水道及び 工業用水道	上下水道部門	上水道及び工業用水道	上水道及び工業用水道
	総合技術監理部門	上下水道一般並びに上水道及び工業用水道	
下 水 道	上下水道部門	下水道	下水道
	総合技術監理部門	上下水道一般及び下水道	
農業土木	農業部門	農業土木	農業土木
	総合技術監理部門	農業一般及び農業土木	
森林土木	森林部門	森林土木	森林土木
	総合技術監理部門	森林一般及び森林土木	
水産土木	水産部門	水産土木	水産土木
	総合技術監理部門	水産一般及び水産土木	
廃 棄 物	衛生工学部門	廃棄物管理	廃棄物
	総合技術監理部門	衛生工学一般及び廃棄物管理	
造 園	建設部門	都市及び地方計画※	造園
	総合技術監理部門	建設一般並びに都市及び地方計画※	
都市計画及び 地方計画	建設部門	都市及び地方計画	都市計画及び地方計画
	総合技術監理部門	建設一般並びに都市及び地方計画	
地 質	応用理学部門	地質	地質
	総合技術監理部門	応用理学一般及び地質	
土質及び基礎	建設部門	土質及び基礎	土質及び基礎
	総合技術監理部門	建設一般並びに土質及び基礎	
鋼構造及び コンクリート	建設部門	鋼構造及びコンクリート	鋼構造及びコンクリート
	総合技術監理部門	建設一般並びに鋼構造及びコンクリート	
トンネル	建設部門	トンネル	トンネル
	総合技術監理部門	建設一般及びトンネル	
施工計画、施工 設備及び積算	建設部門	施工計画、施工設備及び積算	施工計画、施工設備及 び積算
	総合技術監理部門	建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算	
建設環境	建設部門	建設環境	建設環境
	総合技術監理部門	建設一般及び建設環境	
機 械	機械部門		機械
	総合技術監理部門		
電気電子	電気電子部門		電気電子
	総合技術監理部門		

※造園部門に係る業務に関し、3年以上の実務経験を有する必要あり。